

◆事務分担に関する質問と回答

⇒ 事務分担の詳細については、こちらの資料「特別区制度（案）」をご覧ください

質 問	回 答
Q1) 特別区の権限は、一般の市町村より小さいと聞いたけど、本当はどうなのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の特別区は、一般の市町村と比べて権限が小さいということはありません。 ・大阪の特別区は住民に身近な事務を行う基礎自治体ですが、中核市並みの権限を基本とし、特別区毎に保健所や児童相談所を設置するなど、一般の市町村と比べて、多くの点で権限の範囲は広がっています。 ・なお、大阪全体の成長やまちづくり、都市の安心・安全に関わる事務については、一般の市が担っている事務（消防や上下水道、都市計画の用途地域など）であっても、都市としての一体性等の観点から大阪府が担うこととしています。
Q2) 特別区になっても住民サービスは維持されるのか。特別区間でサービスに差はでるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区を設置するときには、大阪府及び大阪市は、住民サービスを低下させないよう適正に事務を引き継ぎます。その際、敬老パス、塾代助成、こども医療費助成など大阪市の特色ある住民サービスについても、その内容や水準を維持します。 ・また、特別区設置後においても、上記の特色あるサービスは、その内容や水準の維持に努めることとしており、各特別区では選挙で選ばれる区長と区議会が住民の皆さんの意見を聴きながら、地域の実情に応じて、身近な行政サービスの提供に取り組みます。
Q3) 特別区になると、敬老パス、こども医療費助成、塾代助成など、今の大阪市が独自で行っている住民サービスが廃止されると聞いたけど、本当はどうなのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置に伴い、敬老パス、こども医療費助成、塾代助成などが廃止されることはありません。 ・特別区設置の際は、大阪市が独自に行ってきた特色ある住民サービスは、その内容や水準を維持します。
Q4) 別の特別区にある保育所や幼稚園などは使えなくなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や幼稚園については、住民サービス維持の観点から、現在の利用に支障がないよう、特別区設置準備期間中に調整することとしています。 ・特別区が設置されると、保育所入所基準や特別区立となる幼稚園の入園資格は、特別区がそれぞれ設定することとなりますが、特別区間の入所・入園調整が必要な事項については、特別区間で協定を結ぶなどの連携手法等について、調整することとしています。
Q5) 国民健康保険料、介護保険料、水道料金などの各種料金が値上げされると聞いたが本当か。また、特別区ごとに料金のばらつきが生じるのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区が設置されることにより、国民健康保険料、介護保険料、水道料金などの各種料金が値上げされることはありません。 ・国民健康保険事業は、平成30年度から大阪府が財政運営の責任主体となり、府の制度設計では自治体間で保険料率や保険給付に差が生じない仕組みとなっています。 ・介護保険事業については、4つの特別区からなる一部事務組合で担うこととしており、特別区ごとに介護保険料のばらつきが出ることはありません。 ・水道事業については、大阪府で担うこととしていますが、事業が移管されることによる水道料金の値上げは無く、特別区ごとの料金のばらつきも生じるものではありません。
Q6) 別の特別区にある病院や、養護老人ホームなどの介護サービスが使えなくなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置に伴い、お住まいの特別区以外の病院や養護老人ホームなどの施設が使えなくなったり、負担が増えたりすることはありません。 ・なお、デイサービスなどの介護サービスについては、現在でも、大阪市域外の施設や事業者からサービスを受けていただくことが可能であり、特別区となっても同様に、区域外のサービスを受けていただくことが可能です。
Q7) 特別区になると、介護保険の減免制度が変わると聞いたけど、本当はどうなのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、大阪市が実施している介護保険の減免制度は、特別区の設置に伴いその内容が変わるものではありません。 ・介護保険事業は、特別区間での保険料やサービスのばらつきを生じさせないように特別区が共同して事務を行う一部事務組合で実施することとしています。 ・事務を引き継ぐにあたっては現在大阪市が実施しているサービスの内容や水準を維持することとしており、減免制度についても継続されるものです。
Q8) 特別区になると、生活保護費が打ち切られたり、減額されると聞いたけど、本当はどうなのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費は、国の制度に基づき支給しています。特別区の設置に伴い、制度の適用が変わるなど影響を受けるものではありません。
Q9) 特別区で発行された身体障がい者手帳は、他の特別区で使えなくなるのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳は、法律に基づき発行されるものであり、特別区で発行されることとなっても、手帳の効力に違いはなく、他の特別区においても使用することができます。 ・なお、療育手帳については、特別区が設置されれば、大阪府が発行することとなりますが、大阪府が発行している療育手帳と取扱いや効力に差異はありません。

◆事務分担に関する質問と回答

⇒ [事務分担の詳細については、こちらの資料「特別区制度（案）」をご覧ください](#)

<p>Q10) 精神保健福祉に関する事務について、特別区の役割はどうなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、大阪市内で行っている精神福祉に関する事務のうち、精神障がい者保健福祉手帳の交付、相談・指導、自立支援医療費（精神通院医療）の申請受理など、住民に身近なものは、引き続き各特別区で実施します。 ・他方で、精神保健福祉に関する技術的な中核機関である精神保健福祉センターは大阪府の所管となり、精神障がい者保健福祉手帳の判定業務、保護及び措置入院、自立支援医療費（精神通院医療）など、高度な専門性が必要とされる事務は大阪府が実施します。
<p>Q11) 公害健康被害者への支援について、どうして特別区の仕事しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで大阪市内で行ってきた、公害健康被害者への支援については、住民に身近な事務ですので、特別区で行います。 ・現在、大阪市内には、5,500名以上の対象者がいます。この対象者の健康の保持・増進等を図るため、引き続き特別区が事務を行います。
<p>Q12) 区によって教育の方針が違ったり、水準が低下したりするのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区では、地域特性に応じた、よりきめ細かな教育行政を行うことを目指すこととしており、各特別区に設置する教育委員会がそれぞれ責任をもって教育方針を定めるため、区によってその内容は異なることとなりますが、水準が低下するのではなく、地域の実情をより反映することを目指すものです。 ・特別区の教育委員会が教職員人事や研修も含めて総合的に小中学校の管理を行い、学校経営や教育に携わる教職員に対し、特別区の教育行政に対する理念や方針などを伝えていくことで、そうしたきめ細やかな教育行政の実現をめざします。
<p>Q13) 学校選択制はどうなるのか。通学区域が特別区をまたがって設定されているはどうなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区に移行した後の学校選択制などの通学区域の取扱いについては、各特別区の教育委員会が決定することになります。学校選択制などの実施については、住民サービス維持の観点から、特別区設置準備期間中に検討・調整することとしています。 ・通学区域が複数の特別区にまたがるケースについても、特別区間の調整が必要な事項も含め、同様に、住民サービス維持の観点を踏まえて検討することとなります。
<p>Q14) 大阪市立図書館のネットワークは維持されるか。今までどおり別の特別区の図書館も利用できるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立中央図書館を中心としたネットワークについては、現在の住民サービスが維持されるよう、特別区設置準備期間中に検討・調整していきます。 ・他の特別区の図書館の利用についても、現行のサービスが引き続き受けられるよう、特別区間で協定を締結するなど特別区が連携することで、他区の図書館を利用することが可能となります。
<p>Q15) ごみ収集は有料になるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置に伴い、ごみ収集が有料化されるということはありません。 ・家庭系ごみの収集業務については、各特別区において大阪市と同様に実施されます。
<p>Q16) 特別区の文化事業はどうなるのか。また、大阪全体の文化の育成・推進は、どこが担当するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、大阪市内で行っている文化振興事業のうち、地域に密着した文化事業については引き続き各特別区で実施することとなります。 ・「大阪市立美術館の魅力向上」や「文楽を中心とした古典芸能振興事業」といった大阪全体の文化の育成・推進にかかる事務については大阪府で行い、「青少年芸術体験事業」や「地域等における芸術活動促進事業」といった地域に密着した文化事業は特別区で行います。
<p>Q17) 都市計画の決定権限について、大阪府と特別区の役割分担はどうなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の決定権限については、大阪府と特別区の役割分担に基づき、都市としての一体性を確保すべき都市づくりについては大阪府が、地域の実情を踏まえた身近なまちづくりについては特別区が担います。 ・具体的には、広域インフラや用途地域、都市再生特別地区などに係る権限は大阪府、地域インフラや地区計画などに係る権限は特別区が担うこととなります。
<p>Q18) 公営住宅の家賃は上がらないのか。また、別の特別区にある公営住宅に申し込むことができなくなったり、特別区ごとに申込資格が異なったりしないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の家賃については、特別区の設置に際し、上がることはありません。 ・現在大阪府が実施している公営住宅事業については、特別区が担うこととなりますが、そのことにより、家賃が変わるものではありません。 ・公営住宅への申込資格等は各特別区が設定することとなりますが、住民サービス維持の観点から特別区間の連携が必要な事項については、特別区設置準備期間中に検討を行います。
<p>Q19) 道路の維持管理はどうなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の維持管理については、広域的な対応が必要な道路については大阪府が担い、住民生活に密着した生活道路等については特別区が担います。 ・なお、現在大阪府が管理している道路については、道路の機能や役割を踏まえた上で、特別区（区道）または大阪府（国道・府道）いずれかの所管として、それぞれ引き継がれます。
<p>Q20) 水道はどうして大阪府が行うのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、大阪府が実施している水道事業は、これまで培ってきた大規模事業者としてのノウハウ等を活用し、市域を含めた府域水道の基盤強化を図ることと、水道法の改正により都道府県の広域連携を推進する役割が強化されたという観点から、大阪府が実施することとしています。 ・なお、水道事業を引き継ぐこととなる大阪府では、事業を現在の大阪府と同様に行うこととなります。

◆事務分担に関する質問と回答

⇒ 事務分担の詳細については、こちらの資料「特別区制度（案）」をご覧ください

<p>Q21) 特別区の間で他の特別区の施設でも相互に利用できるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区設置の際は、住民サービスの水準を低下させないよう適正に事務を引き継ぐこととしており、現在の利用状況に応じ、そのサービスが維持できるように検討いたします。 ・特別区の間での施設の相互利用の詳細は特別区設置準備期間中に検討・調整することとしています。
<p>Q22) 大阪市民を対象とした市民利用施設の入場料に関する優遇措置はどうなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置により、特別区や大阪府、一部事務組合に引き継がれる市民利用施設の入場料などに係る優遇措置については、施設を所管することになる各自治体が設定します。 ・なお、特別区の設置に当たっては、「大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、その内容や水準を維持するもの」としており、市民利用施設における優遇措置についても、この考え方を基本に維持されるよう、特別区設置準備期間中に整理していくこととなります。
<p>Q23) 現在の区民センター、スポーツセンター、屋内プール等の施設は、半永久的に特別区の施設として存続するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民センターやスポーツセンター、屋内プール等、地域住民が利用している施設については、特別区設置の時点でそれまで大阪市が保有している施設を特別区に引き継ぎます。 ・その後は、特別区に引き継がれた施設について、各特別区において選挙で選ばれる区長と区議会が住民の意見を聴きながら、サービスの内容と水準をそれぞれ決めていくこととなります。
<p>Q24) 特別区の災害対応はどうなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、4つの特別区がそれぞれ特別区長を本部長とする特別区災害対策本部を設置して対応します。 ・24の地域自治区においても、この対策本部の総括のもと、現在の24区役所と同様に、住民等の安全確保や支援に向け、被災現場の対応に取り組みます。具体的には、被災者の救助活動や、被災者受入や避難誘導等の避難受入活動、被害状況の調査など、地域自治区内の災害対策活動を行うこととなります。 ・特別区設置当初から適切な災害対応が行えるよう、特別区設置準備期間中に災害時のより具体的な体制や役割分担等の詳細を検討し、各特別区の地域防災計画に反映させる予定です。
<p>Q25) 消防や救急はどうなるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の設置に伴い、これまでの消防や救急のサービスが変わることはありません。 ・特別区の消防は、大阪府が実施することになりますが、現在の大阪市内の消防・救急の体制がそのまま移管されます。
<p>Q26) 現在の区役所で行われている事務はどうなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の24区役所で実施している事務のうち、企画部門や内部管理事務などは特別区の本庁に集約する一方で、窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援など住民に密接した事務は区役所（地域自治区の事務所）等で実施することとしています。
<p>Q27) 各行政区で実施している施策（区のキャラクター、区民まつり等の区の行事など）はどうなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、各行政区で実施している行事などについては、各特別区へ引き継がれ、選挙で選ばれる区長と区議会が住民の皆さんの意見を聴きながら、その内容を決めていくこととなります。 ・なお、特別区の設置が決まりましたら、速やかに関係団体へ今後のスケジュールなどの説明を行うこととしております。
<p>Q28) システム管理については、特別区の施策の自由度を確保するため、各特別区が行うべきではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システム管理の事務については、原則として、当該システムを用いて実施する事務の分担に応じて、一部事務組合又は特別区で行うこととしています。 ・なお、特別区が担うシステムについては、特別区への円滑な事務の移行及びコスト抑制の観点から、各特別区が共同で利用することとしています。 ・一部事務組合又は特別区による共同利用のどちらの場合であっても、業務のアプリケーションを改修すること等によって、各特別区の独自施策に対応することは可能であると考えています。